

経 済 要 録

国 内

◆61年度補正予算案について

61年度補正予算案は11月11日参院本会議で可決、成立した。その概要は以下のとおり。

61年度一般会計補正予算案

(単位・億円)

		歳出入増減(Δ)額	
		60年度補正	
歳 出	給 与 改 善 費	1,338	1,757
	義務的経費の追加等	5,696	5,253
	公 共 事 業 費	5,490	3,535
	{ 一般公共事業	1,330	—
	{ 災害復旧事業	4,160	3,535
	既定経費の節減	Δ 5,060	Δ 1,813
	地方交付税	Δ 4,502	—
歳 入	国債整理基金への繰入れ	Δ 4,100	—
	予備費減額	Δ 1,500	Δ 1,500
	税 収	Δ 11,200	Δ 4,050
	税 外 収 入	Δ 1,333	1,648
	国 債	5,490	7,580
	{ 建設国債	5,490	3,530
	{ 特例国債	—	4,050
前年度剰余金の受入れ	4,405	2,054	
補 正 規 模		Δ 2,638	7,232

◆経審特別部会中間報告について

経済審議会(首相の諮問機関、円城寺次郎会長)経済調整特別部会(前川春雄部会長)は12月1日、中間報告をまとめた。その概要は以下のとおり。

1. 基本的考え方

- (1) 調和ある対外均衡と内需主導型経済成長
- (2) 経済構造調整の視点
- (3) 世界に貢献する日本

2. 内需主導型経済成長

- (1) 外需依存から内需主導への転換
- (2) 良質な国民資産の蓄積

(3) 住宅

(4) 土地対策

(5) 成長成果の賃金、労働時間短縮への適切な配分

(6) 円高差益還元

(7) 構造調整促進のための設備投資

3. 供給面の構造調整

(1) 産業構造調整への積極的な取組み

(2) 直接投資

(3) 内外競争条件の整備が必要な分野(流通、金融、建設、農業等)における政策対応の在り方

(4) 今後の検討

4. 雇用への対応

(1) 雇用問題の重要性

(2) 就業構造の長期的な変化と職業別需給の不適合

(3) 総合的雇用対策

(4) 雇用機会の再配分

5. 世界への貢献

(1) 自由貿易体制の強化

(2) 世界の資金循環の円滑化

(3) 金融・資本市場の自由化促進、円の国際化

(4) 経済協力

(5) 国際交流等

6. 今後の課題

◆自民党税制調査会の改革案について

自民党の税制調査会(山中貞則会長)は、現行税制の抜本的改革について12月5日に改革案(「基本方針」)を決定・発表した。その骨子は以下のとおり。

1. 所 得 税

(1) 基本税率15%、軽減税率10%の設定、最高税率の引下げ(現行70%→50%)

(2) 税率区分数の削減(現行15区分→6区分)

(注) 新しい区分と税率

	1	2	3	4	5	6
年間課税所得						
	(~120万円)	(~500)	(~700)	(~1,000)	(~1,500)	(1,500~)
	10%	15	20	30	40	50

- (3) 配偶者特別控除(15万円)の新設
- (4) サラリーマンの申告納税のための実額控除選択制度の導入も要検討
- 2. 個人住民税
 - (1) 税率区分数の削減(現行14区分→4区分)、最高税率の引下げ(現行18%→15%)
 - (2) 基礎・配偶者・扶養3控除の引上げ(現行26万円→28万円)
 - (3) 配偶者特別控除(12万円)の新設
- 3. 法人税
 - (1) 実効税率の引下げ(現行52.92%→40%台)
 - (2) 配当軽減税率の廃止
- 4. 新型間接税
 - (1) 課税ベースの広い売上税(仮称)の導入(税率は5%以下)
 - (2) 昭和63年1月1日以降の取引に適用
 - (3) 年間売上高1億円以下の業者は非課税
 - (4) 具体的な非課税取引は今後検討
- 5. 非課税貯蓄制度
 - (1) 非課税貯蓄制度の原則廃止(老人・母子家庭に対しては例外的に存続)
 - (2) 一律分離課税方式を採用し、税率は20%(国・地方税合計)
 - (3) 昭和62年10月1日以降の支払利子に対し適用

◆証券取引審議会公社債特別部会報告書について

証券取引審議会(蔵相の諮問機関、谷村裕会長)は12月12日総会を開き、公社債特別部会(座長、館龍一郎東大名誉教授)がまとめた「社債市場の在り方について」と題する報告書を了承し、大蔵大臣に提出した。報告書の骨子は以下のとおり。

1. 有担保原則の見直し

(1) 適債基準の見直し

普通社債について無担保適債基準を一層緩和すべきであり、その際格付機関による一定以上の格付を得た企業については、適債基準にかかわらず無担保債を發行できるようにすることが適当である。

さらにその後、現行の企業規模と財務比率を中心とした画一的な適債基準を格付機関による格付方式へ速やかに移行させていくことが望ましい。転換社債についても、無担保適債基準の大幅な緩和と格付の活用を図るとともにその後速やかに無担保適債基準の廃止を実現すべきである。

(2) 財務制限条項の見直し

財務制限条項を発行会社の信用度等に応じたものとし、企業活動を必要以上に抑制しないようにすべきである。

(3) 格付制度の充実

有担保原則の見直しにあたっては、ディスクロージャー制度の見直しとともに格付機関による格付の充実とその格付情報の利用の定着を図る必要がある。

2. 起債の仕組みの改善

- (1) 引受証券会社が自由競争の下で発行会社との個別交渉を通じ発行時期、発行条件を決定する「プロポーザル方式」を段階的に導入する必要がある。
- (2) 現行の月末一括起債方式を見直し、発行会社が発行日程を自由に選択できる「随時発行方式」(スポット発行)への移行を暫時図っていく必要がある。
- (3) 従来から継承されてきた起債会についても廃止する方向で検討すべきである。

3. 受託制度の在り方

- (1) 受託会社と引受証券会社の機能の明確化を図り、起債関係者がそれぞれ分担された役割に沿って社債発行を効率的かつ機動的に行っていくことが重要である。
- (2) 無担保債について受託会社の設置を法律上義務づけることは、現状において適当とはいえない。

4. 引受業務の在り方

- (1) 普通社債における幹事持回りは引受業務の在り方および引受証券会社の引受責任の両面からみて問題があり、今後これを見直していくことが望まれる。
- (2) 引受証券会社の引受能力、引受機能を充実することが必要である。

5. 社債の多様化の推進

- (1) 15年超の社債の発行を含め、10年超の長期債についてはその発行を自由にすべきである。
- (2) 中短期債については、金融市場に与える影響に配慮し、当面4年以上のものについてその導入を検討していくことが適当である。
- (3) 変動利付債についてもその導入を検討していくべきである。
- (4) 償還方法については、償還期間にかかわらず、定時償還と満期一括償還を自由に選択しうものとし、定時償還の方法も弾力化すべきである。

6. コマーシャル・ペーパー(CP)について

当部会では十分に検討を行う時間がなかったが、CPの基本的性格、取扱い業務、ディスクロージャーなどに

ついて今後検討すべきである。

7. 私募債の位置づけ

私募債市場については、以下の点を踏まえ、うえて前向きにその自由化を検討することが望まれる。

(1) 私募債と公募債の区分に基づく規制は維持していく。

(2) 公募債市場の育成と調和をとりつつ自由化を進めていく。

8. 社債発行限度の見直し

(1) 現行の社債発行限度規制については、投資者保護のための実効性、企業の資金調達円滑化等の観点からできるだけ早期に撤廃することが望まれる。

(2) 61年5月公表の「商法・有限会社法改正試案」によって示された、企業の社債発行枠の基準を純資産額のみ限定し、暫定措置法によりその2倍まで限度枠を拡大するとの案がすべての社債について速やかに実現されることを期待する。

9. 発行市場の裾野の拡大

優良な中堅企業の公募債発行の道を拡大していくために、適債基準の見直しおよびなるべく早い時期での廃止、社債発行限度の早期の撤廃等の対応が望まれる。

10. 流通市場の整備

普通社債発行市場の活性化のためには、その流通市場の整備が不可欠であり、そのためには次のような措置を講じることが適当である。

- (1) 企業が社債を発行しやすい基盤の整備
- (2) 1回当たりの発行額(ロット)の増額
- (3) 計画消化の解消
- (4) 流通市場における価格情報開示の一層の充実
- (5) 社債登録制度の改善

◇長期国債等の発行条件改定

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、12月債から実施した(長期国債は12月1日、政府保証債、公募地方債は12月5日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	5.3	5.4
	発行価格(円)	99.00	99.00
	応募者利回(%)	5.454	5.555
政府保証債	表面利率(%)	5.5	5.6
	発行価格(円)	99.00	98.00
	応募者利回(%)	5.656	5.918
公募地方債	表面利率(%)	5.5	5.6
	発行価格(円)	99.00	98.00
	応募者利回(%)	5.656	5.918

◇事業債の発行条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し12月債から実施した(12月5日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	5.7	5.8
	発行価格(円)	98.00	98.00
	応募者利回(%)	5.986	6.088

◇金融債の応募者利回り引下げ

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、12月債から実施した(11月27日発表)。

利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年もの	表面利率(%)	5.3	5.5
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	5.300	5.500
3年もの	表面利率(%)	5.1	5.3
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	5.100	5.300

◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引下げ

(1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、12月6日以降募集分から実施した(11月26日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年のもの	5.32	5.52

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、12月6日以降受託分から実施した(11月26日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年以上のもの	5.18	5.38

◆長期貸出最優遇金利の引下げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、11月28日から実施した(11月27日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	6.2	6.4

◆政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引下げ、11月28日から実施した。

政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
日本開発銀行 北海道東北開発公庫 中小企業金融公庫 国民金融公庫 環境衛生金融公庫	6.2	6.4
商工組合中央金庫 (組合員貸し、1年超3年以内)	6.2	6.4